

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十一号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一県立病院の項中「、救命救急センター所長、集学的がん治療センター長、周術期管理センター長、腎・尿路疾患センター長、周産期母子医療センター長、心臓血管センター長」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。